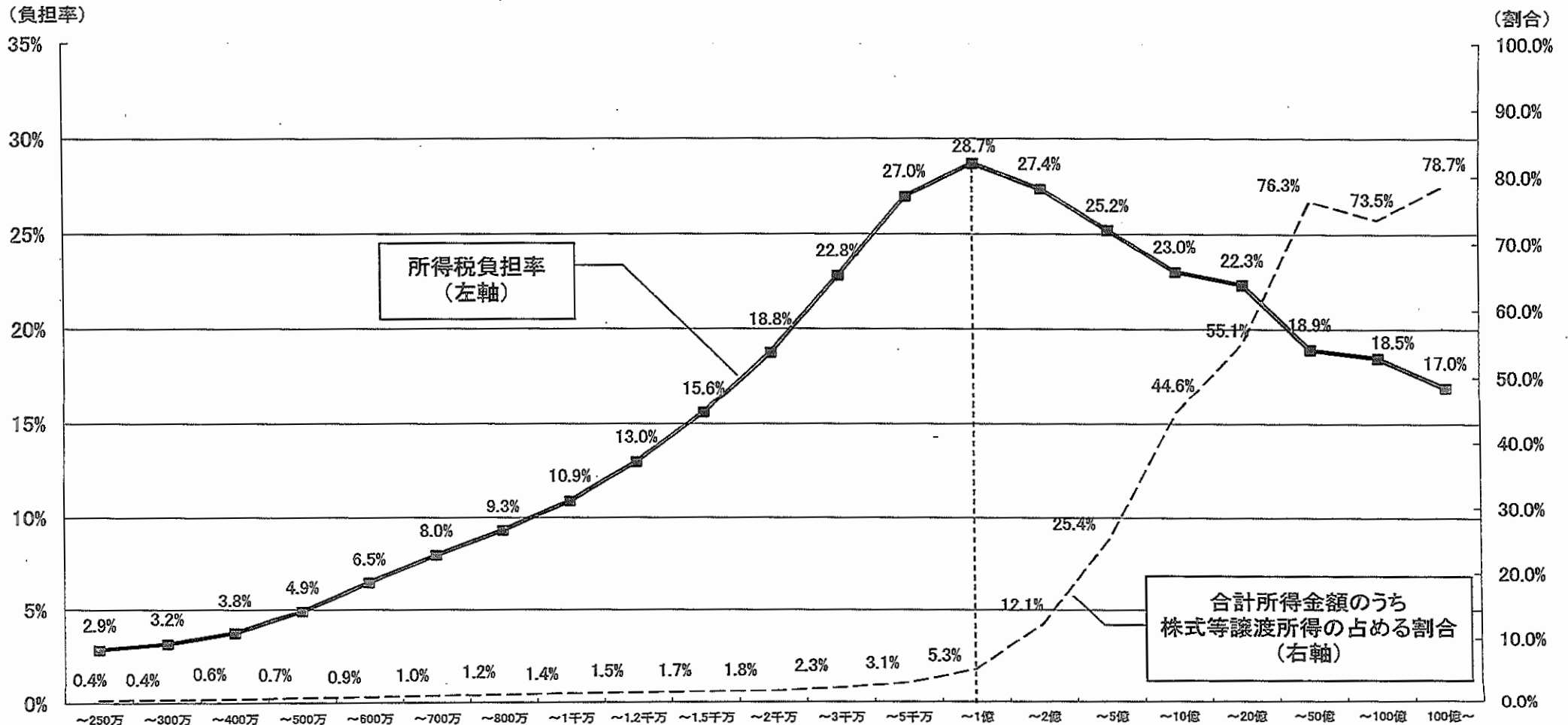


申告納税者の所得税負担率(平成26年分)

○ 高所得者層ほど所得に占める株式等の譲渡所得の割合が高いことや、金融所得の多くは分離課税の対象になっていること等により、高所得者層で所得税の負担率は低下。

(参考) 平成25年度改正において、上場株式等の譲渡所得等に対する10% (所得税：7%、住民税：3%) の軽減税率は平成25年12月31日をもって廃止され、平成26年1月1日以後は20% (所得税：15%、住民税：5%) の税率が適用されている。



(備考) 国税庁「申告所得税標本調査(税務統計から見た申告所得税の実態)」(平成26年分)より作成。

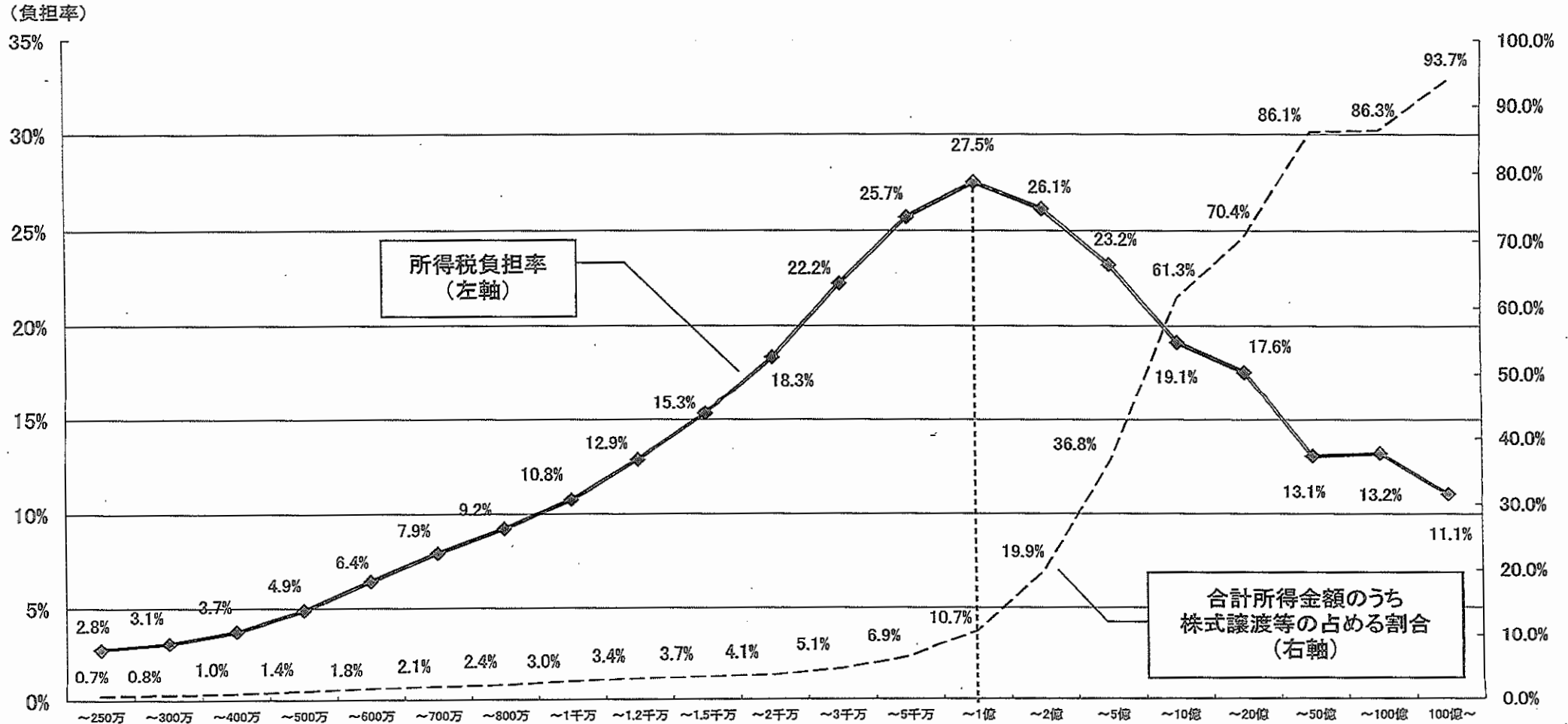
(合計所得金額:円)

(注) 所得金額があっても申告納税額のない者(例えば還付申告書を提出した者)は含まれていない。

また、源泉分離課税の利子所得、申告不要を選択した配当所得及び源泉徴収口座で処理された株式等譲渡所得で申告不要を選択したものも含まれていない。

申告納税者の所得税負担率(平成25年分)

- 株式等の保有が高所得者層に偏っていることや、分離課税となっている金融所得に軽課していること等により、高所得層で所得税の負担率は低下。
- 平成25年度改正において、上場株式等の譲渡所得等に対する10%（所得税：7%、住民税：3%）の軽減税率は平成25年12月31日をもって廃止され、平成26年1月1日以後は20%（所得税：15%、住民税：5%）の税率が適用されている。



(備考) 国税庁「平成25年分申告所得税標準調査結果(税務統計から見た申告所得税の実態)」より作成。

(合計所得金額:円)

(注) 所得金額があっても申告納税額のない者(例えば還付申告書を提出した者)は含まれていない。

また、申告不要を選択した場合の配当所得や源泉徴収で課税関係が終了した源泉徴収特定口座における株式等譲渡所得や利子所得等も含まれていない。